## 議案第18号

葛飾区行政委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 上記の議案を提出する。

平成28年2月17日

提出者 葛飾区長 青 木 克 德

## (提案理由)

疾病等によりその職務を遂行することができないと認められる場合等の行政委員会の委 員の月額の報酬について定める必要があるので、本案を提出いたします。

葛飾区行政委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 葛飾区行政委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年葛飾区条例第19号) の一部を次のように改正する。

第2条ただし書中「教育長」を「、教育長」に改める。

第3条の2の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(月額の報酬の支給方法)」を付し、同条第2項中「その日まで、死亡したときはその日の属する月の末日」を「、その日」に改め、同条に次の1項を加える。

3 委員が就職し、又は離職した月の月額の報酬の額は、その月の在職日数を基礎として、 日割りにより計算する。この場合において、計算した額に1円未満の端数があるときは、 これを切り捨てる。

第3条の3を次のように改める。

第3条の3 委員が疾病等によりその職務を遂行することができないと認められる場合の 当該月の月額の報酬は、職務を遂行することができる日数を基礎として、日割りにより 計算した額(当該額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を支給し、 又は不支給とするものとする。委員が死亡した場合も、同様とする。

第4条ただし書を削る。

付 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。